

子どもの権利に関する啓発及び相談窓口の周知について

1 背景

国は、平成6年に「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」に批准した。この条約は、子どもに対するあらゆる差別の禁止、子どもの最善の利益の確保、生命・生存・発達への権利及び子どもの意見の尊重を一般原則として、全ての子どもが誰一人取り残されることなく、将来への希望をもって、伸び伸びと健やかに育っていく環境を整備していこうとするものである。この条約をもとに、児童福祉法の改正など、子どもの権利に関する国内法が整備された。

2 検討経過

令和4年5月、千代田区内の児童・生徒が安心して生活できているか等、児童・生徒を取り巻く状況を把握するため、区立小学校4～6年生、区立中学校1～3年生及び九段中等教育学校前期課程を対象としてアンケートを実施した。

アンケート結果やこども基本法の制定等を踏まえ、子どもの権利に関する啓発及び子どもに関わる相談窓口の周知強化を図ることとした。

3 啓発・周知方法

子どもの権利及び子どもに関わる相談窓口に関する冊子（小学生向け・中学生以上向け）を作成する。

冊子はイラスト等を用い、子どもの権利をわかりやすく説明するとともに、保護者に向けたメッセージも掲載し、家庭等で子どもの権利について考えてもらうきっかけとする。また、漫画等を用いてケース別に区等が設置している様々な相談窓口を子どもたちにわかりやすく周知する。

4 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|--------|---|
| 令和5年4月 | 区立学校配布・区ホームページ掲載 |
| 令和5年度 | ・区立学校において、当該冊子を活用し、子どもの権利についての授業を実施予定
・子どもたちにとってより良い区政を実現していくため、区政情報の提供、参画する機会や意見を聞く仕組みについて、効果的な手段・方法を検討 |

「子どもの権利」について

みんな元気に生きる 権利がある!



あなたはひとりじゃないからね。

千代田区は、皆さんをととても大切な存在として考えています。

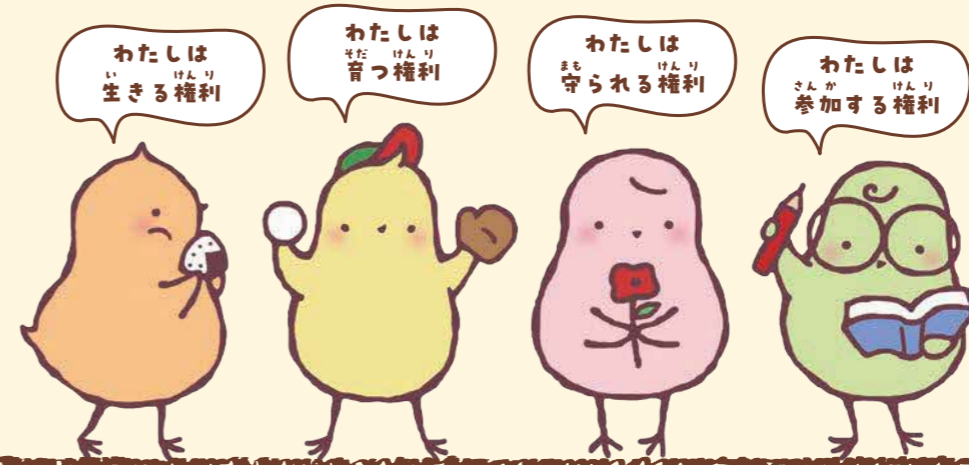
皆さんときちんと向き合い、守っていきますので、

自分の夢や希望をもって、

未来に向けて元気にすくすくと育ててください。



わたしたちが説明するよ！



次のページから「子どもの権利」を詳しく見てみよう！

「子どもの権利」とは、子どもが、自分のしたいことをできたりほかの人に自分がしてほしいことを求めたりできることを言うんだよ。大きく分けて「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つがあるよ。すべての子どもには、生まれたときからこの権利があるんだよ。それは、世界中どこでも守られていることなんだ！

世界の人たちで決めた

「子どもの権利条約」って何かな？

みんなは、いまはまだ成長している途中だけれど、ひとりの人間として、とても大切な存在なんだ。でも世界の中には大人から守ってもらえなくて、いじめられたり、小さい時から働かされたりして、つらい目にあっている子どもがたくさんいる。年齢やどこの国で生まれたか、男の子か女の子かなどに関係なく、すべての子どもを大切に守っていかねばいけない、と考える大人たちが世界中から集まって、「子どもを守るための決まり」を作ったんだ。それが「子どもの権利条約」なんだよ！



「権利」は、自分がしたいことを自由にできたり、自分にどうしてほしいかを、家族や他の大人に言うことだよ。「条約」は、決めた約束ごとを文章にしたものことだよ。



「子どもの権利条約」は、4つのきまりがあるよ。

このきまりは条約に書かれていて、権利とあわせて考える必要があるよ。

きまり1 命を守られ成長できること

子どもの命は守られるよ。病気になったら病院でみてもらったり、学校で勉強できたり、毎日安心して生活できるように支えてもらうことが決められているんだ。

きまり2 子どもにとって最も良いことを考えること

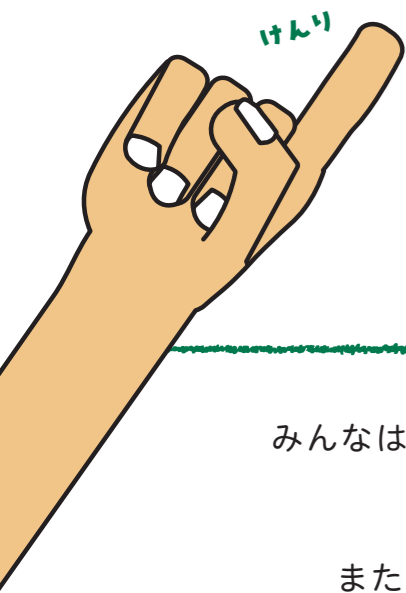
子どもは自分のことを自分で決められるよ。また、子どもに関して何かをするときは、“その子にとって一番良いこと”を考えることが決められているんだ。

きまり3 自分の意見を言って参加できること

子どもは自分のことについて、“こうしてほしい”“ああしてほしい”と自由に言うことができるよ。大人はその意見について考えることが決められているんだ。

きまり4 差別をされないこと

世界中の子ども全員がおなじように守られるよ。年齢やどこの国で生まれたか、男の子か女の子かなどに関係なく、守られると決められているんだ。



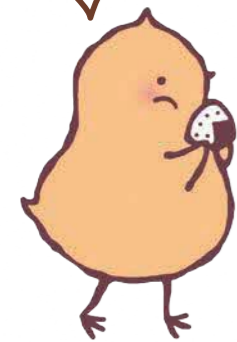
生きる権利

みんなは、すべての人から大切にされ、しっかり食べ、安心して眠り、
元気にくらすことができるよ。

また、病気やケガをしたときは、病院などで治してもらえる。

体や心が苦しくなったときは、近くの大人にすぐ相談しよう。

みんなが安心して生きていける
権利のことだよ!



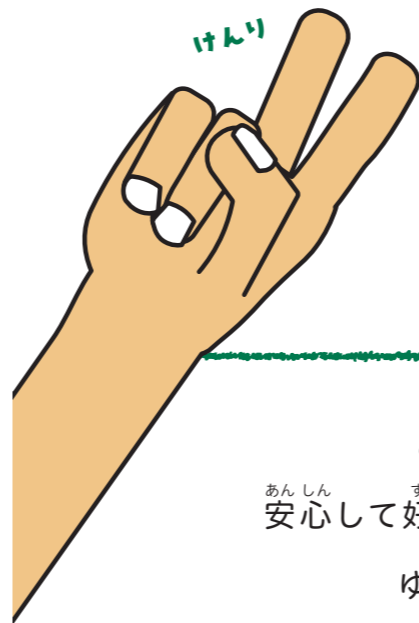
命が守られ、
みんなから愛され、
大切に
育てられること

病気や
ケガをしたときは、
病院でお医者さんに
みてもらえること



どんな理由でも
差別を
受けないこと
など

保護者のみなさまへ
親(保護者)は、子どもの心や体の成長に合わせて適切な指導をする必要があります。子どもの指導については親の意見は尊重されます(子どもの権利条約第5条より)。また、子どもも日々さまざまなストレスを感じています。子どもの小さな変化を見逃さないように気を付けることが大切です。



育つ権利

みんなは、すくすくと大きく育つことができるんだ。

安心して好きなことを勉強したり、友だちと遊んだり、音楽を聞いたり、

ゆっくり休んだり、自由な時間をもつことができるよ。

心も体もすくすくと育つ
権利のことだよ!



一人の
人間として
大切に
されること



一人ひとりが
自分の能力を伸ばして
成長できるよう、
じゅうぶんな教育や
生活を支えて
もらえること



安心できる
場所があって、
そこで自由に
友だちと遊んだり
ゆっくり休んだり
できること
など

保護者のみなさまへ
子どもとたくさん話をして、子どもが何をやりたいのか、知ることが大切です。自分の子どもと他の子どもを比較するのではなく、一人ひとりの個性を尊重して育ててあげましょう。

けんり

守られる権利

みんなは、いじめられたり、苦しめられたりしないよう、
 守られることが決められているよ。世の中には、生活や考え方の違う人がいるけれど、
 その違いを理由に差別することもできないんだ。
 自分やお友だちがいじめられていたり、悩んだり、困ったりしたときは、相談してね。



保護者のみなさまへ

すべての子どもは、大人と同じように人格をもった一人の人間として尊重されなければなりません。虐待や危険な目にあうことなく、安心してのびのびと暮らせるよう、周囲の大人が目を配り、守ってあげる必要があります。

けんり

参加する権利

みんなは、自分の考えやしたいことが大切にされ、
 自由に意見を言うことができるんだ。
 いろいろな方法で自由に表現することができるけれど、相手の話をよく聞くことや、
 一緒にいる友だちやまわりの人が困るようなことのないようにするのも大切だよ。



保護者のみなさまへ

子どもの意見や行動を頭から否定するのではなく、子どもの年齢や精神の成長に応じて話をじっくり聞き、子どもの意思を尊重することが大切です。同時に、人を傷付けることや周囲に迷惑をかけてはいけないことを、しっかり教えてあげましょう。

こんなときはどうすればいい!?

おうちの人から嫌なことをされていたら



こんなこと身に覚えある?

たたく、ける、なぐるなど、痛いことをされることがある



部屋に閉じ込められる、追い出される、食事をさせてもらえない



無視する、みたくない物を見せられるなど、嫌な気分になることをされる



おうちの人から、いつもイヤなことをされている。そんなときは相談してみてね。

相談内容の秘密は守るよ。あなたの味方だよ。



相談窓口



【千代田区】子どもと家庭に関わる総合相談 / 千代田っこホットライン (24時間)

電話番号 **03-3256-8150**

【東京都】子供の権利擁護専門相談 話してみなよ -東京子供ネット-

電話番号 **0120-874-374**

※月～金 9時～21時、土・日・祝 9時～17時

【全国】児童相談所共通ダイヤル いちはやく (24時間無料)

電話番号 **189**

【東京都】児童虐待防止のためのLINE相談
子ゴッコ・親ゴッコ相談@東京

LINE



※月～金 9時～23時、土・日・祝・年末年始 9時～17時

★スマホがなくても街中や駅にある緑色の「公衆電話」から電話してね。小銭があれば、だれでも使えるんだ。(10円玉1枚でだいたい1分話せるよ)

相談してみてもよかった。



こんなときはどうすればいい!?

まわりの人と違い 不安な気持ちがある



こんなこと身に覚えある?

男の子は男の子らしくと
趣味や服装を
押しつけられる



女の子は女の子らしくと
スカートを
無理にはかされる



自分が男の子か、
女の子なのか、
わからなくなることがある



自分はまわりの人と違うのに
自分らしさが認められない。
そんなときは相談してみよう。

秘密は守るよ。相談してね。



相談窓口



【千代田区】千代田区男女共同参画センター MIW LGBTs相談 (要予約)

予約電話番号 03-5211-4316

【東京都】Tokyo LGBT相談

電話番号 050-3647-1448

※火・金 18時～22時

LGBT相談@東京

LINE



相談してみよう。



★スマホがなくても街中や駅にある緑色の「公衆電話」から電話してね。
小銭があれば、だれでも使えるんだ。(10円玉1枚でだいたい1分話せるよ)

こんなときはどうすればいい!?

いじめにあっていたら



こんなこと身に覚えある?

友だちからいじめられている



つい、だれかにいじわるをしてしまう



クラスのなかでいじめをみた



つらくても、ひとりじゃないよ。
そんなときは相談してみてね。



相談窓口



相談内容の秘密は守るよ。

【千代田区】いじめ・悩み相談ホットライン (24時間)

電話番号 03-3264-4397

【東京都】いじめ相談ホットライン (24時間)

電話番号 0120-53-8288

【全国】児童相談所共通ダイヤル いちはやく (24時間無料)

電話番号 189

相談はLINE@東京 LINE



※ 毎日 15時~23時

相談してみてもよかった。



★スマホがなくても街中や駅にある緑色の「公衆電話」から電話してね。
小銭があれば、だれでも使えるんだ。(10円玉1枚でだいたい1分話せるよ)

こんなときはどうすればいい!?

学校に行きたいのに、行けない



こんなこと身に覚えある?

学校に行くのが不安、学校に行っていない

朝起きられない、学校で友だちに会うのが不安

友だちがいない、クラスや学校に居場所がない



クラスになじめない、なんとなく不安で学校に行きたいのに行けない。そんなときは相談してみてね。



相談窓口

なんでもいいから悩みがあったら教えてね。あなたの味方だよ。



【千代田区】児童・家庭支援センター 教育相談専用電話

電話番号 03-3256-8140

※月～金 10時～18時、土・日 9時～17時

【東京都】東京都児童相談センター 4152 (よいこに) 電話相談

電話番号 03-3366-4152

※月～金 9時～21時、土・日・祝 9時～17時

相談はLINE@東京

LINE



ぼくにも居場所があるんだってわかったよ。



★スマホがなくても街中や駅にある緑色の「公衆電話」から電話してね。小銭があれば、だれでも使えるんだ。(10円玉1枚でだいたい1分話せるよ)

こま とき
困った時は、
よ だいじょうぶ
これを読めばきっと大丈夫!



ちよだく
千代田区

「子どもの権利」について

令和5年1月発行

編集・発行：千代田区教育委員会事務局子ども部子ども総務課

〒102-8688 千代田区九段南1-2-1

TEL 03-5211-4273 FAX 03-3288-3420

制 作：日本印刷株式会社